

# 2022年度事業計画

3月14日の理事会において2022年度事業計画が承認されました。

## 1. 航空に係る利用運送事業等の健全な発達を図るための調査研究及び指導

- 首都圏空港の運用方法等に係る関係機関との連携・協議等、基幹空港の整備への対応
- 業務デジタル化を円滑に推進するための条件整備・課題解決についての取組み
- SDGsへの理解を促進し持続可能な航空貨物事業を目指す取組み

## 2. 航空に係る利用運送事業等に関する安全性の向上を図るための調査研究及び指導

- KS/RA制度を含む航空保安対策基準の改正についての国土交通省への意見具申
- 爆発物検査に関する抜本的対応についての国土交通省との協議
- 会員に対する航空保安教育訓練の定期開催と全国展開の推進
- 荷主に対する航空保安に係る啓蒙活動の推進
- 会員及び荷主に対する航空危険物講習等の開催と啓蒙活動の推進
- 無申告危険物搭載防止キャンペーンによる搭載事案と未遂の撲滅

## 3. 航空に係る利用運送事業等に関する職業教育、研修会、講

### 演会等の実施

- 会員の事業活動に貢献する重要案件に係る講演会等を企画開催
- 教育研修、講習会、セミナー等におけるWEBツールの積極的な活用
- IATAディプロマ資格に係る変革に対応した事業運営の再編
- IATAディプロマ試験の合格率向上を目指した教育体制の充実
- 国際・国内航空貨物基礎講習会に係る講義内容と講習運営の向上
- 国際航空貨物航空会社委員会(BIAC)と共催する成田空港地区貨物施設見学会等を通じた、荷主に対する啓蒙活動の推進
- 通関業務に係る法令遵守や密輸防止に係る講習会の開催

## 4. 航空に係る利用運送事業等における通関に関する調査研究

- 関係省庁と連携し通関業務の円滑化に向けた情報収集と意見具申
- 更改NACCSの円滑な運営に繋がる情報収集及び関係機関との連携
- 社会悪物品等密輸防止キャンペーンの実施

## 5. 航空に係る利用運送事業等に関する広報、宣伝、苦情の解決

- 協会ホームページの充実
- JAFAニュース等の広報媒体の内容充実
- 会員並びに荷主に対する各種キャンペーン等の広報活動

- 国際・国内航空貨物等の取扱実績の集約と情報提供
- 協会ホームページやSNS等を活用した人材確保に資する航空貨物業界の魅力発信

## 6. 航空に係る利用運送事業等に関する国際会議等への出席及び開催

- FIATA、FAPAA等の国際団体が主催する会議への出席及び収集情報の会員への提供

## 7. 航空に係る利用運送事業等に関する関係官庁その他関係機関及び関係諸団体に対する意見の開陳、連絡及び協力

- 総合物流施策大綱の実施について関係省庁への意見具申及び協議
- 国際航空貨物航空会社委員会(BIAC)との連携及び共同事業の実施
- 主要空港の拡張・機能強化に伴い発生する諸課題について、関係省庁及び関係機関との連携・協議
- 成田空港を始めとする主要空港が被災した場合のBCP策定に係る関係機関との協議

## 8. その他本協会の目的を達成するために必要な事業

- 適正コストと体制に基づいた円滑・効率的な協会運営の継続・実施
- 各種規程類等の見直し・改訂

# JAJA セミナー「海外競争法の最近の動向」を開催

3月28日、公正取引委員会事務総局官房国際課長 稲熊克紀(いなぐま かつのり)氏をお迎えし「海外競争法の最近の動向」についてセミナーを開催しました。

セミナーのアウトラインとして「競争法の広がりとその影響」「米国反トラスト法の概要及び最近の動向」「EU競争法の概要及び最近の動向」「中国独占禁止法の概要及び最近の動向」の4つの項目について競争法が出来るまでの背景、現在140か国・地域に普及した各国の競争法が概ね同じ要素により構成された法律である事など、実例や課題を多角的な面で捉えたお話を伺う事が出来ました。

この競争法は、自国内の公平で自由な競争が確保された

市場が「企業活動を活性化させ経済の発展に寄与する」との目的で施行されており、国・地域単位ごとの施行で外国企業や国内産業優遇など恣意的、差別的に適用される懸念もあり、その対応として共通理念による施行を担保するために国家間協定の締結も進められています。

今回のセミナーでは、外国での日本企業の違反例、罰則例も紹介され、我々フォワードナーにおいても日本の独占禁止法の知識だけでなく、企業活動をするその国の競争法を理解した上で、グローバルな企業コンプライアンス体制を構築することの必要性を改めて認識できたセミナーとなりました。(政策委員会)

## 【参考】日米欧の競争法の処理状況等

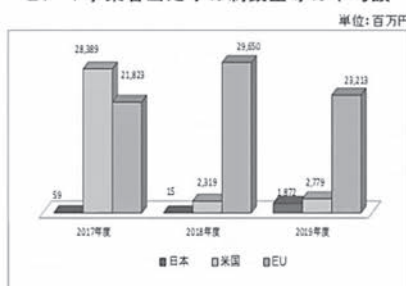


1. 法人への制裁金等の額



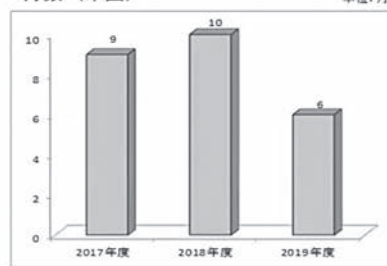
①日本については、課徴金納付命令を見出した時点の金額。  
 ②EUについては、両年度に基づく制裁金は含まれていない。  
 ③米国及びEUについては、日本銀行発達の東京外為市場における年平均レートをもとに円に換算。「2. 1事業者当たりの制裁金等の平均額」も同様。

2. 1事業者当たりの制裁金等の平均額



①日本については、課徴金納付命令を見出した時点の金額。  
 ②EUについては、制裁金の累計額をリニエーション率により制裁金が課せられなかった事業者を含む事業者数で割ったもの。

3. 刑事罰の対象となった個人の平均収監月数(米国)



①なお、2017年度から2018年度は、自動車用部品及び電解コンデンサに係るカルテルについて日本人が刑罰を課されている(米国司法省の公表資料に記載されている個人の氏名から日本人と推定される者であり、正確な国籍については不明)。

4. 米国及びEU当局から受けた高額な罰金額・制裁金額

日本企業上位5社

(1) 米国		(2) EU	
No.	対象商品・サービス	罰金額(€)	制裁金額(€)(※1)
1	自動車用部品(2012年度)	4.7億	2.5億(※2)
2	自動車用部品(2014年度)	4.3億	2.0億
3	自動車用部品(2012年度)	2.0億	1.5億
4	自動車用部品(2014年度)	2.0億	1.5億
5	自動車用部品(2014年度)	1.9億	1.4億

(※1) 制裁金額は決定罰則額。  
 (※2) うち第14号の子会社の日本企業及び他の日本企業と、789万は子会社の日本企業とそれぞれ連帯して責任を負う。

5. 米国及びEU当局から受けた高額な罰金額・制裁金額 全企業上位5社

(1) 米国		(2) EU					
No.	対象商品・サービス	対象事業者	罰金額(€)	No.	対象商品・サービス	対象事業者	制裁金額(€)(※)
1	外国為替(2017年度)	米国企業	9.3億	1	携帯端末用アプリケーション(2018年度)	米国企業	43.4億
2	外国為替(2017年度)	英国企業	6.5億	2	比較ショッピングサービス(2017年度)	米国企業	24.2億
3	外国為替(2017年度)	米国企業	5.5億	3	オンライン検索連動型広告(2019年度)	米国企業	14.9億
4	液晶ディスプレイパネル(2012年度)	台湾企業	5.0億	4	CPU(2009年度)	米国企業	10.6億
4	ビタミン(1999年度)	スイス企業	5.0億	5	トラック(2016年度)	ドイツ企業	10.1億

(※) 制裁金額は決定罰則額。

(注) 上記は2021年3月末現在。「年度」の期間については、日本：4月1日～3月31日、米国：前年10月1日～9月30日、EU：1月1日～12月31日。  
 (出所) 米国：司法省ウェブサイト、EU：欧州委員会ウェブサイトを基に公正取引委員会作成

# 国内航空貨物危険物セミナーを開催

国内航空貨物危険物セミナーを 2022 年 1 月 20 日に WEB および JAF A セミナールームにおいて開催し、計 212 名の方に参加いただきました。セミナーの講師として国土交通省航空局の担当官、ならびに株式会社 ANA Cargo の方をお迎えし、航空危険物に関わる関係法令、危険物教育訓練の動向、実際の無申告危険物の発見事例の他、日常業務に身近なリチウム電池の取扱いなど、講師の方々の専門的な知見を交えながら分かりやすく解説いただきました。

コロナ禍における開催で、昨年より WEB を併用とした開催としておりますが、WEB を併用することにより、全国から参加いただくことが可能となるなど、会員の皆様に参加しやすい環境となったことで、例年に比べ非常に多くの方に参加いただきました。

受講者のアンケートでは、危険物を身近に感じることが

できた、具体的に実務で活かしていきたいなど、有意義な講習であったという声をいただいております。特に、リチウム電池の取り扱いなどは受講者の関心も高く、講師の方への質問も活発になされ、理解を深めることに役立ったものと思います。

危険物の取扱いに関しては、講習会やセミナーの他、航空会社協力のもと無申告危険物搭載防止キャンペーンを実施する等、適正な取扱いに向けた取り組みを行っております。

今後も危険物の取扱いに関する知識の習得、教育について、継続した取組みを実施していきます。会員の皆様にはぜひ積極的に講習会に参加いただき、安全な航空輸送に向け、日々の業務に活かしていただければと思います。

(国内業務・教育委員会)



## 1. 荷送人関係③(荷送人への規制の比較)



### ICAO及び諸外国の荷送人に対する規制

	ICAO	米国	オーストラリア	日本
危険物輸送禁止の原則	Annex 18 Chapter 4. 4.1 Annex 18及びDoc9284に従わない場合は輸送禁止	DOT 米国運輸規則 49CFR Subchapter C Part171 何人も適切に分類等しない場合は委託、受理、輸送ができない。	CAA Section 23 何人もTIに従わない場合は委託、輸送ができない。	航空法86条 爆発物等の輸送禁止
荷送人の責任	Doc9284 (Technical Instructions) ・Part5 荷送人の責任 輸送物が航空輸送の要件を満たしているか荷送人が確認すること。	DOT 米国運輸規則 49CFR Subchapter C Part171 危険物を出荷する者は本サブチャプターの全ての要件を遵守する必要がある。	CASR 民間航空安全規則 Part92 危険物を委託する人はICAO-TIの要件を遵守すること。	規定なし
教育訓練について	Part5 1.4 TRAINING 貨物の出荷準備に携わるすべての関係者は、教育訓練を受けていなければならない。	49CFR Subchapter C Part172 すべての輸送手段(陸・海・空)において、危険物を商業的に輸送する従業員は危険物教育を受けなければならない。	Part92 危険物を輸送する荷送人の従業員は危険物教育訓練を受けなければならない。※非常利目的で個人的に国内航空輸送する者を除く。	※通達「荷主等に対する指導、監督体制の構築に関する指針」により、一部の荷送人の危険物教育訓練について確認

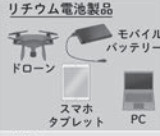
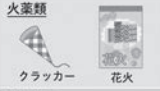




→ 日本以外では、荷送人が守るべき要件を規定し、その要件を遵守するために荷送人に対して危険物教育を義務づけている。

# 国土交通省 新リーフレット

2022年3月に国土交通省、航空危険物安全輸送協会と共同にて危険品に関するリーフレットを作成しました。

リーフレットは会員各社へ既に配布済ですが国土交通省のホームページよりダウンロードも可能です。

✓各種製品は、次のような理由から「危険物」に該当します  
危険物を航空輸送するためには、輸送ルールに従う必要があります

製品例	理由
 ドローン モバイルバッテリー スマホ タブレット PC	リチウム電池は振動や衝撃により発火に至る危険性が高いため、バッテリー容量や数量、輸送形態（バッテリー単体、機器に内蔵、機器と同梱）により取扱いが細かく規定されています。現在、様々な製品（携帯ゲーム機、ワイヤレスイヤホン、電気シェーバー、携帯型扇風機など）にリチウム電池が使用されています。
 クラッカー 花火	火薬が含まれる製品は航空輸送中の火災を防止するため、厳しく制限されています。玩具用であっても、危険物に該当します。
 Gas ガスボンベ エアダスター	引火性のガスを含む製品や高圧ガスを含む製品については、機内火災の危険や気圧差による破裂等の危険があるため危険物に該当します。
 化粧品 香水 ヘアスプレー	引火性の液体に該当する場合や、スプレー缶等の高圧ガスに該当する場合があります。航空輸送中の振動や圧力差により内容物が漏れ出し、火災に繋がる恐れがあります。
 除菌製品 空間除菌製品 消毒用アルコール	消毒用製品や空間除菌製品については、可燃性液体や腐食性（人体や航空機に影響します）の危険性を有する場合があります。
 住居用洗剤等 漂白剤 殺虫剤	腐食性（人体や航空機に影響します）を有する場合や、漏れ出した際に有毒なガスが発生する可能性があるため、危険物に該当します。

※これらは一例であり、危険物は約3,000種類もあります！

## 何気なく発送したその荷物が 輸送中の事故に繋がります！

✓梱包したものに「危険物」は含まれていませんか？



✓品名は正確に記載しましたか？



✓危険物は事故の原因になります！



内容品に危険物が含まれていないか把握すること、正確に申告することが航空輸送の安全に繋がります  
品名の正確な記載について、ご協力をお願いします


航空における危険物輸送に関するルールについてはこちら



国土交通省航空局 一般社団法人航空貨物運送協会 一般社団法人航空危険物安全輸送協会


【国内輸送の例】

✓内容品をきちんと申告することによって、「危険物」であるかどうかの確認が行われ、適切な取扱いが可能となります




【品名欄への記載】

- 内容品を正確に申告します
- 曖昧な記載では判断できません（日用品、化粧品、雑貨、PC関連…etc）



【窓口での確認】


- 品名を確認し、航空輸送が可能が確認されます
- 航空輸送が可能が判断が出来ない場合は、内容品の確認が行われます



【危険物への対応】

- 内容品の申告により危険物であると判断された場合は、非危険物荷物とは分けて取り扱われます
- 危険物ではないことが確認できた場合は、航空輸送が可能です


✓「危険物」が含まれると申告された荷物は、航空機以外の手段で目的地まで輸送されます  
（航空輸送ルールに従う場合に限り、航空輸送が可能となります  
✓よくあるご質問についてをご確認ください）



※危険物の種類や運送事業者によっては、輸送できない場合があります  
詳細は運送事業者にご確認ください

✓よくあるご質問について

【Case1】  
離島や外国への輸送の際、危険物であるかどうかの確認を求められた  
製品を製造しているメーカーへ、航空輸送上の危険物に該当するかどうかをご確認ください。  
メーカー発行の書類等により、輸送上の取扱い情報が確認できます。  
※製品パッケージやメーカー発行の安全データシート等に以下の検査表示がある場合は、危険物に該当する可能性があります。




【Case2】  
危険物に該当する場合の輸送ルールを知りたい  
危険物を航空輸送するためには、危険物の分類や品名の決定、危険性に応じた適切な包装基準の確認、包装基準を満たした梱包の実施、危険性を示すラベルや表示の使用、申告書による申告が必要となります。  
航空輸送の業界では、国際的な航空輸送基準に準拠した規則書（IATA 航空危険物規則書）に基づき輸送が行われています。そのため、毎年改訂される規則書の内容を正確に理解することが重要です。

【IATA 航空危険物規則書についてのお問い合わせ先】

一般社団法人航空貨物運送協会 URL:<http://www.jafa.or.jp/>  
一般社団法人航空危険物安全輸送協会 URL:<http://www.jacis.or.jp/>

【Case3】  
何故、内容品を詳細に申告しなければならないのか  
航空機の安全運航は、荷物の発送を依頼する方を含め輸送に関わる全ての方々によって支えられています。内容品は荷送人しか把握できないため、内容を正確に申告することは荷送人の責務です。  
また、商法においても、運送契約における危険物の通知義務が荷送人に課せられています。

お問い合わせ：国土交通省航空局  
Tel : 03-5253-8111 (内線 : 50124)  
E-mail : [hqt-dg-jcab@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-dg-jcab@gxb.mlit.go.jp)



## 新規会員紹介



### 有限会社SANYO Logistics



[代表者] 代表取締役 藤井 将

[資本金] 5000万円

[本 社] 東京都港区南麻布5-1-10

[フォワーディング事業所] 東京：東京都港区芝5-3-2 +SHIFT MITA 7階

大阪：大阪市北区天神橋2丁目3番8号 MF南森町ビル11階 D号室

[事業内容] 一般貨物自動車運送、包装、航空運送取扱、海上運送取扱、通関、倉庫

#### 【運送事業】

サンヨーロジスティクス(旧社名 有限会社三陽運送店)は1958年より青果物の配送を通して東京の食品流通に携わり、荷量や種類が毎日変化をする食品流通を日々増加する都市人口への対応を続け、輸送、配送、荷役はもとより、物流情報の共有、流通加工を伴った構内物流など付加価値の高い物流を東京都内と近郊に展開する運送会社です。

荷主となる仲買業者(仲卸)や小売店舗との物流情報を共有し、入荷状況

に応じた市場間での調達輸送、市場内の仕分けや出荷準備など流通加工を伴った構内物流、都内及び近郊エリアの青果店やスーパーなどの店舗や物流センターへ配送を行っています。

#### 【輸出入事業】

2016年より輸出入事業(複合輸送)を開始しております。

様々な商品、商流に対しての知識や経験を備えた従業員が業務を行っており、お客様のニーズに見合った輸送方法や輸送手段を提案致します。

倉庫での貨物保管、在庫管理、集荷、配送、梱包等貿易に関わる全ての対応が可能です。

コマース、イベント、プロジェクト、引越、カルネ、米軍基地貨物、混載、FLEXITANK、危険品、ACPの輸送経験がございます。

#### 【包装事業】

2020年より果物や野菜の包装事業を開始しております。

包装された果物や野菜をスーパーへ納品しております。



### 株式会社日本トランスポートコーポレーション(準会員)

[代表者] 代表 野 健次

[本 社] 〒541-0052 大阪府大阪市中央区  
安土町3-2-14 イワタニ第二ビル 7階

[TEL] (06) 4964-2252

[FAX] (06) 4964-2273

[URL] <http://www.ntc-japan.co.jp/>

[事業内容] 1. 国際海上貨物運送業 2. 国際航空貨物運送取次業



NIPPON TRANSPORT CORPORATION  
日本トランスポートコーポレーション

株式会社日本トランスポートコーポレーションは「日本から世界へ、世界から日本への海上及び航空輸送を高い物流品質の追及と対応力をもって担う」ことをミッションに1999年に大阪本社、東京支店の体制で設立されました。21世紀に入り拡大を続ける中国市場の取り組み強化のため2012年4月に上海支店を開設、2015年10月には旺盛な物流需要が見込まれるインドネシアにジャカルタ支店を開設いたしました。

また、姉妹会社のティエスエル日本株式会社はフォワーダーのビッグアライアンスであるWCAへ加盟し、両社を併せ我々のネットワークは世界中を網羅する事が出来ております。特に南米地域への輸送には強みがあり、弊社の中核となっております。

令和元年で創業20周年を迎え、この間、世界屈指の物流品質の向上を常に目指し、個々のお客様のニーズに合ったドア・トゥ・ドアの最高のロジスティ

クスサービスをご提供出来ているものと自負しております。

お客様のニーズを見据え、今後さらなる航空貨物の取扱拡大、および品質の向上を掲げて入会をさせていただきました。

物流をめぐるコロナ禍の異常事態に対し、世界中のパートナーとの連携をもとにお客様のニーズに合わせた個別の物流ソリューションをご提供して参ります。

# 広報委員会からのお知らせ

創立周年記念事業の一環としてホームページに新たに「JAF A のあゆみ」パナーを開設しました。

10年、20周年誌を電子化し2月1日に一般公開しました。これに引き続き20周年以降の10年間の活動記録を5月末を目途に追加予定です。

またJAF A ニュースも122号より紙での配布と共にホームページに一般公開いたします。

広く一般の皆様へもご覧頂けるようになります。

(広報委員会)

## 委員会等活動報告

1月	12日	政策委員会 国際交流委員会	JAF A セミナー「採択後6年を迎えたSDGs」(講師:外務省)を開催 2022年度の活動方針を決議、2022年度予算要求の決定、FIATA への取組方針を決議	
	14日	広報委員会	JAF A ニュース121号編集会議	
	18日	国際宅配業務委員会	2022年度の活動方針を決議、2022年度予算要求の決定、基礎講習会の検討	
	19日	政策委員会(全委員会)	2022年度予算編成会議の開催	
	20日	国内業務・教育委員会	国内航空貨物危険物セミナー(講師:国交省/ANA Cargo)を開催	
	21日	保安委員会	2022年度の活動方針を決議、航空保安教育訓練の計画	
	24日	広報委員会	JAF A ニュース121号発行	
	25日	空港対策委員会	2022年度の活動方針を決議、主要空港が被災した場合のBCPガイドラインの検討	
	27日	国際教育委員会	2022年度の活動方針の決議、IATA ディプロマ認定試験の実施計画を策定	
	28日	国際業務委員会	2022年度の活動方針を決議、IATA/CBTA センターの進捗確認	
	28日	国際交流委員会	FIATA 参加憲章の内容確認	
	2月	2日	政策委員会	2022年度の活動方針を決議、今後のJAF A セミナーを協議
		2日	国際教育委員会	第1回IATA/CBTA 調査研究チーム検討会(2月18日、25日、3月29日に開催)
4日		国内業務・教育委員会	2022年度の活動方針を決議、2022年度予算要求の決定、2022年度基礎講習会の計画	
7日		国際教育委員会	IATA ディプロマ資格試験事前講習会を開催(2月7日、16日、17日、22日、24日、25日)	
9日		保安委員会	国交省航空局保安対策専門官から航空法改正及びNCASP改正についての説明、A-2/CSD フォーマット統一に向けた協議、航空保安教育訓練の計画	
17日		広報委員会	JAF A 設立30周年記念に関する情報発信の検討	
3月	3日	政策委員会	2022年度予算案と事業計画案の決議	
	3日	通関業務・情報(合同)委員会	2022年度の活動方針の決議、2022年度予算要求の決定、通関士の地位向上に向けた取組を協議、NACCSセンターに対する意見具申	
	11日	国内業務・教育委員会	2022年度国内航空貨物基礎講習会の検討、危険物教育のあり方を討議、2022年度活動方針の具体化に向けた協議	
	15日	国際宅配業務委員会	2022年度活動方針の具体化に向けた協議、委員会への積極的参加に向けた働き掛けの協議	
	16日	国際教育委員会	IATA ディプロマ資格試験及び基礎講習会の実施計画、IATA/CBTA センター調査研究体制の構築	
	23日	保安委員会	第43回航空保安教育訓練JAF A セミナールームにて講習会を開催	
	24日	保安委員会	国交省航空局保安対策室との意見交換会	
	28日	広報委員会	記者懇談会の開催内容の決定、JAF A ニュース122号編集会議	
	28日	政策委員会	JAF A セミナー「海外競争法の最近の動向」(講師:公正取引委員会)を開催	
	30日	国際教育委員会	2022年度国際基礎講習会の準備	